

子ども・子育て支援事業計画について

行田市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援事業計画とは、

- 5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。
- 「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員（確保の状況）や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。

子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず、家庭で子
育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育＋子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育＋子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育＋保育＋放課後児
童クラブ＋子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず、家庭で子
育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

事業計画に盛り込む内容

- 記載しなければならない必須事項

- 1 教育・保育提供区域の設定

平成25年度第2回子ども・子育て会議にて
行田市全体で1区域として決定済み

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施する幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2-1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み (参酌標準)

- ・ 平成27年度から平成31年度までの幼児期の学校教育・保育の量の見込み(市内で必要となる利用定員の総数)を平成26年1月に実施したニーズ調査の結果(本日配布の報告書)から推計し設定する。
- ・ 量の見込みは次の区分にて定める。

0歳	保育の必要性あり
1～2歳	保育の必要性あり
3～5歳	保育の必要性あり
3～5歳	幼児期の学校教育のみ

- 保育の必要性のある子どもについて、「保育標準時間」、「保育短時間」との区分はしない。
- 事業所内保育については、当該企業の労働者に係る定員を除いたものを計画に定める。
- 待機児童の中心である0～2歳の子どもの利用率について、計画期間内における目標値を設定する。

2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定する。
- 保護者の就労状況やその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れるための体制の確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定する。

- 「行田市内に居住する子ども」の利用に関して設定するが、他市の施設等により確保する場合はこれらについても記載する。
- 市は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問保育事業、事業所内保育事業）を整備する。
- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育ニーズがピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。
- 併せて特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制についても記載を検討する。

「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」の関係

○幼児期の学校教育・保育
＜量の見込み＞

＜確保の内容・時期＞

○教育のみ(1号)

○保育の必要性あり(2号)(3-5歳)

○保育の必要性あり(3号)(0-2歳)

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保
○施設(認定こども園、保育所)で確保
○施設(認定こども園、保育所)、
地域型保育事業(小規模保育事業、
家庭的保育事業、居宅訪問保育事業、
事業所内保育事業)で確保。

不足が
ある
場合は
整備

○地域子ども・子育て支援事業

＜量の見込み＞

＜確保の内容・時期＞

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、
一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、
ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、
病児保育事業、放課後児童健全育成事業

不足がある場合は整備

量の見込みと確保の内容の設定のイメージ

		平成27年度			平成28年度			...
		3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳保 育の必要 性あり	0～2歳保育 の必要性あ り	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳保 育の必要 性あり	0～2歳保育 の必要性あ り	
量の見込み (必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	...
確保の 内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施 設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	...
	地域型保育事 業			20人			30人	...
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	...

※0歳～2歳の保育の必要性なしの子どもに関しては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業の利用希望を把握し、確保の内容及び実施時期を計画に記載する。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3-1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)

○市は、教育・保育提供区域(行田市は全域で1区域)、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

・市内に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業(※)の「現在の利用状況」にニーズ調査にて把握した「利用希望」を踏まえて設定。

(※)放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業など。

○放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用は減少傾向にある。

→「年齢×親の就業状況」による機械的な試算ではなく、幅広く放課後の居場所を聞く方法により利用希望を把握することが必要。

○地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

3-2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策))を設定。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18箇所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人	0

○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進すること。
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携をすること。

・任意で記載する事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○市は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供する。計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備する。

○0歳児の子どもの保護者が、保育園への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載する。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策と連携すること。

○埼玉県が行う施策との連携に関する事項及び行田市の実情に応じた施策を記載。

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

〇市は、埼玉県、地域の企業、労働者団体、埼玉県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
- ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
- ・好事例の収集・提供等
- ・企業における研修の実施等
- ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
- ・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援
- ・仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援→仕事と子育ての両立のための基盤整備

その他の事業計画についての事項

○子ども・子育て支援事業計画は、毎年度点検・評価。

※「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに行うイメージ。

○計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合は計画を見直し(中間年を目安)。

※乖離がない場合は計画の見直しは不要。

本制度のPDCAサイクルを確保(子ども・子育て会議等を活用することを想定)

Plan 計画の作成

Do 計画の実行

Check 点検・評価(毎年度) →必要に応じて計画の見直し(中間年を目安)※子ども・子育て会議等を活用

Action 見直し後の計画を実行

広域調整について

○市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」＋「利用希望」を把握し、その結果を踏まえて、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定。（子ども・子育て支援法第61条）

○住民の利用希望の把握は、市町村の役割であり、「県子ども・子育て支援事業支援計画」は、市町村子ども・子育て支援事業計画を積み上げたものが基本となるが、都道府県は、広域自治体として広域調整を担う。

→都道府県が広域調整を行うため、子ども・子育て支援法に以下を規定。

- ・教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員を設定する際の協議（法第31条第3項）

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画策定時の協議（法第61条第9項）

- ・都道府県子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項に位置づけ。

（法第62条第3項）

※都道府県の役割（法第3条第2項）

- ・都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

○都道府県と市町村は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、計画策定段階から十分に調整・連携の上、取組を進めることが必要。

広域調整が必要となる場面

<ケース1>各市町村が需要超過→ 各市町村において、需給の均衡が早期に達成される必要がある。
あるいは、各市町村が協議調整し、共同で教育・保育施設、地域型保育事業を整備する。
⇒各市町村間の協議調整が整わない場合、県の広域調整が必要となる。

<ケース2>一部市町村(A市のみ)→ 需給が不均衡な市町村(A市)において、需給の均衡が早期に達成されることが必要。
(市町村による保育の実施義務・確保義務)
・A市内に教育・保育施設、地域型保育事業を整備する。
・周辺自治体と共同で周辺自治体に教育・保育施設、地域型保育事業を整備する。

<ケース3>子どもの数が減少して→ 複数市町村が共同し、教育・保育施設、地域型保育事業を組み合わせ管理する。
いる地域
市町村ごとに保育を確保
児童人口減により供給が上回る状況
⇒各市町村間の協議調整が整わない場合
県の広域調整が必要となる。

<ケース4>

保育を必要としない子ども→ 幼稚園、認定こども園は一般的に広域利用が想定されている。県は、その実態を勘案して需給バランスを確認する。

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業

○地域子ども・子育て支援事業の中核である以下の事業は、広域利用が想定される。
→都道府県は、広域利用の実態や希望を基に、市町村子ども・子育て支援事業計画の調整を行う。

地域子育て支援拠点事業

一時預かり事業

延長保育事業

病児保育事業

○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業、子育て短期支援事業等は、都道府県が行う専門的な知識等を要する施策(要保護児童等対策)と密接にリンク。

(例)市町村の乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の取組の充実

→子育て支援、虐待の予防・再発防止

→都道府県(児童相談所等)と市町村が適切な役割分担を図り、要保護児童等に対する切れ目のない支援をより効果的に実施することが可能となる。